

「消費税顧問」簡易課税改正（帳票出力）の

ご案内（Ver.H.27.10）

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。

保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

よろしくご査収のほどお願いいたします。

なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。

あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日（予定）

ダウンロード公開日（※）：2015年6月15日（月）

CD-ROM発送開始日：2015年6月25日（木）

バージョンアップ対象

Ver.H26.10/H23.10以降

改正内容

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000420>

1. 改正の主な内容

平成27年4月1日施行の消費税改正(簡易課税：第6種事業)に対応した消費税申告書／付表の出力に対応します。

【参考】国税庁のホームページ

■ 消費税改正のお知らせ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/h24kaisei.pdf>

消費税率簡易課税の業種変更

平成27年4月1日から簡易課税のみなし仕入れ率について、現行の第四種事業のうち、

金融及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入れ率を50%（現行60%）とするともに、現行の第五種事業のうち、

不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入れ率を40%（現行50%）とすることとされました

事業の種類	みなし仕入れ率	平成27年4月1日以降事業の種類	平成27年4月1日以降みなし仕入れ率
卸売業	90%（第一種）	→ 変更なし	
小売業	80%（第二種）	→ 変更なし	
製造業	70%（第三種）	→ 変更なし	
その他事業	60%（第四種）	飲食業、その他の事業	60%（第四種）
		金融業及び保険業	50%（第五種）
サービス業等	50%（第五種）	運輸通信業、サービス業	50%（第五種）
		不動産業	40%（第六種）

適用開始時期：原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

2. システムの対応内容（予定）

1. 帳票変更への対応

変更になった次の様式に対応します。

■ 申告書・簡易課税用

- ・消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）
- ・付表4 旧・新税率別、消費税額計算表 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
- ・付表5 控除対象仕入税額の計算表
- ・付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

2. 様式印刷用Excelファイルの収録

Tabislandにて提供していた次の様式の印刷用ファイルを収録します。

- ・消費税及び地方消費税の更正の請求書（法人用、個人用）

3. 旧申告書の扱いとプログラムの構成について

消費税顧問 Ver.H27.1は平成27年4月1日以降開始事業年度用の申告書のみに対応します。

旧申告書を使用する場合は、消費税顧問 Ver.H26.1またはVer.H23.1をお使いください。

（※一般用はVer.H26.1から変更ありません。）

消費税顧問 Ver.H27.1は、消費税顧問Ver.H26.1およびVer.H23.1とは別のプログラムとしてセットアップされアイコンが作成されますが、同時起動はできません。

3. システム連動について

財務応援Aiシリーズで出力した「消費税申告書（連動用ファイル出力）」のデータ取り込みに対応します。

連動可能な製品バージョン

製品名	バージョン	方法
財務応援Ai 企業会計	5.20～	連動用ファイルからのデータ取込
財務応援Ai 公益・社会福祉会計	5.20～	
財務応援Ai 社会福祉法人会計	3.50	